原議保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各都道府県警察の長　　殿
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙少発第35号、丙生企発第90号
丙刑企発第105号、丙鑑発第25号
丙組企発第64号、丙交企発第93号
丙備企発第176号
平成31年4月23日
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長

少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について（通達）

少年の処遇は、少年の健全な育成を期する精神とその特性に関する深い理解をもって当たることが基本であることに鑑み、少年被疑者等の指紋又は掌紋（以下「指紋等」という。）の採取及び写真撮影については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）、指掌紋取扱規則（平成９年国家公安委員会規則第13号）、被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第９号）及び「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（平成19年10月31日付け警察庁乙生発第７号）に定められているところであるが、下記の定めに従い、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

１　身体の拘束を受けている少年被疑者

身体の拘束を受けている少年の被疑者については、刑事訴訟法第218条第３項、指掌紋取扱規則第３条第１項及び被疑者写真の管理及び運用に関する規則第２条第１項の定めるところにより、指紋等を採取し、及び写真を撮影するものとする。

２　身体の拘束を受けていない少年被疑者

(1)　身体の拘束を受けていない少年被疑者の指紋等の採取及び写真撮影については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、少年被疑者の承諾を得たときに限り行うものとすること。

(2)　指紋等の採取及び写真撮影の要否の判断等に当たっては、当該事件の捜査主任官が、少年事件選別主任者の意見を聴くなどして、次の事項を遵守して行うこと。

ア　少年事件の特性に鑑み、特に年少少年（14歳及び15歳の少年をいう。）の事件及び軽微な事件においては、その必要性を慎重に判断すること。

イ　少年の承諾を得るに当たっては、任意性の確保に特に配意すること。

ウ　少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するとともに、その心情に著しい影響を与えると認められるときは行わないものとすること。

エ　少年が16歳未満であるときは、保護者（少年に対して法律上監護教育の

義務のある者及び少年を現に監護する者をいう。以下同じ。）の承諾を求めること。

オ　やむを得ない場合を除き、保護者等（保護者、少年の在学する学校の教員又は少年を雇用する雇用主若しくはこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）の立会いを求めること。

3　触法少年

(1)　触法少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影してはならない。ただし、触法事案の現場等に残された指紋等との対照又は写真面割りによって、その少年が当該刑罰法令に触れる行為をした者であることを特定するために必要やむを得ない場合で、少年及び保護者の承諾を得たときはこの限りでない。

なお、触法少年の指紋等採取又は写真撮影は、刑事訴訟法、犯罪捜査規範、指掌紋取扱規則及び被疑者写真の管理及び運用に関する規則に定める手続によって取り扱ってはならない。

(2)　(1)による触法少年の指紋等採取及び写真撮影の要否の判断は、少年事件選別主任者が行うこと。ただし、当該触法事案に関する事件に捜査主任官が置かれているときは、当該捜査主任官が少年事件選別主任者の意見を聴いて行うこと。

(3)　触法少年の指紋等採取及び写真撮影並びにその要否の判断に当たっては、次の事項を遵守すること。

ア　触法事案の性格に鑑み、その必要性を慎重に判断すること。

イ　少年及び保護者の承諾を得るに当たっては、任意性の確保に特に配意すること。

ウ　少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するとともに、その心情に著しい影響を与えると認められるときは行わないものとすること。

エ　やむを得ない場合を除き、保護者等の立会いを求めること。

4　ぐ犯少年及び不良行為少年

ぐ犯少年又は不良行為少年であることが判明した少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影しないこと。